報告第２号

豊川市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。

平成２９年５月１１日提出

豊川市長　山　脇　　実

専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分をする。

平成２９年３月３１日

豊川市長　山　脇　　実

豊川市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２９年３月３１日

豊川市長　山　脇　　実

豊川市条例第１５号

豊川市市税条例の一部を改正する条例

豊川市市税条例（昭和２５年豊川市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

附則第１９条を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第１９条　市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第２項から第４項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第３０条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

２　市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第６５条第２項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第６８条及び第６８条の２の規定を除く。）を適用する。

３　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに１００分の１０の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

４　第２項の規定の適用がある場合における第１３条の規定の適用について

は、同条中「納期限（」とあるのは、「納期限（附則第１９条第２項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の豊川市市税条例附則第１９条の規定は、平成２９年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

２　市長は、納付すべき軽自動車税（平成２８年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを豊川市市税条例第６５条第２項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下「第三者」という。）にあるときは、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第１３条第１項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成２９年法律第２号）附則第１８条第２項に規定する特別の関係のある者を含む。以下同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（同条例第６８条及び第６８条の２の規定を除く。）を適用する。

３　前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

参考資料　豊川市市税条例の一部を改正する条例の説明

条　　項	規定事項	説　　明
総　　括		市税制度の適正化を図るため、減税対象車に係る軽自動車税の賦課徴収の特例を定めるものである。
附則第１９条 第１項 第２項 第３項 第４項	軽自動車税の賦課徴収の特例	減税対象となる軽自動車について、自動車メーカーの不正に伴い軽自動車税の不足額が生じたときは、その額の１００分の１０に相当する額を加算した上で当該自動車メーカーに納税義務を課する等の特例を設けるものとする。 この改正は、平成２９年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。